

京都市上下水道局告示第30号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第2項第3号の規定に基づき営業所の変更届出がありましたので、同規程第31条第1項第4号の規定に基づき告示します。

平成22年12月24日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 京三

1 届出業者名等

京都市伏見区醍醐構口町23番地 マンションFDK102号室

オフィス キムラ

木村 加代子

2 変更事項（営業所の変更）

京都市伏見区醍醐構口町25番地8から京都市伏見区醍醐構口町23番地 マンションFDK102号室

（上下水道局下水道部管理課）